

土地（市有財産）を売却します

売却方式 一般競争入札

日時 5月30日（木）10時から（受付9時30分から） 会場 志布志市役所本庁1階会議室

物件	所在地	財産区分	地目	地積	最低売却価格
R6-2	有明町伊崎田字山ノ口9208番1	土地	宅地	1,125.39㎡	2,426,000円
R6-3	志布志町志布志字東町3220番1	土地	雑種地	826.00㎡	2,836,000円
	志布志町志布志字東町3220番2	土地	雑種地	263.00㎡	

※ 入札に参加する際は、契約金額の100分の5以上の入札保証金が必要となります。
 ※ この一般競争入札に参加するためには、5月24日（金）までに申込書を提出する必要があります。
 ※ 売却物件は、現状での引き渡しとなりますので、公有財産売払い案内書（市役所窓口または市ホームページ）を必ずご確認ください。

【R6-2】



【R6-3】



【R6-2】



【R6-3】



■問い合わせ先： 財務課 財務グループ TEL 472-1111

旧消防団ポンプ自動車（市有財産）を売却します

日時 5月14日（火）9時30分～受付10時～ 入札開始

場所 市役所1階会議室

物件公開 4月10日（水）～5月8日（水）9時～16時（土日祝日を除く）
 ※要事前連絡

その他 現況渡し
 （経年劣化、摩耗などあり。令和6年1月まで消防団活動で使用）

注意事項

最低売却価格は消費税を含みません。落札後は、車体に表示されている文字などの抹消および赤色回転灯の作動無効化が必要です。試乗、試運転はできません。

その他、入札条件などは市ホームページまたは市役所担当窓口で確認ください。

	物品番号①	物品番号②
車両メーカー	トヨタ	トヨタ
総排気量	4,100CC	4,100CC
車両総重量	4,155kg	3,915kg
初年度登録	平成11年2月	平成10年2月
車検の有効期限	車検なし（一時抹消登録済）	車検なし（一時抹消登録済）
走行距離	13,950km （令和6年3月7日時点）	16,370km （令和6年3月7日時点）
最低売却価格	545,455円（税抜）	545,455円（税抜）



物品番号①

物品番号②

■問い合わせ先： 総務課 危機管理グループ TEL 472-1111

年金インフォメーション

令和6年度国民年金保険料は月額1万6980円

本年度の国民年金保険料は月額1万6980円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

国民年金保険料をまとめて納める「前納制度」は、6か月分を現金払いで前納すると830円、1年分を現金払いで前納すると年間3620円、2年分を現金払いで前納すると2年分で1万5290円の割引となります。6か月分、1年分の前納用の納付書は、4月上旬より日本年金機構から郵送されます。ぜひ、ご利用ください。

また、令和5年2月からスマートフォンアプリを利用した電子（キャッシュレス）決済ができるようになりました。対象決済アプリは、auPAY・d払い・PayB・Paypay・LINEpay・楽天ペイとなります。電子決済の詳細については、日本年金機構のホームページをご覧ください。

国民年金、増やしませんか？ 付加年金制度

国民年金第1号被保険者や任意加入被保険者の方は、毎月の保険料に上乗せして月額4000円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金と合わせて付加年金が受け取れます。

付加年金額（年額）は、「付加保険料納付月数×200円」で計算します。（例）55歳から60歳になるまで付加保険料を納めた場合

- 5年間の付加年金保険料納付額 総額2万4000円（60月×400円）
- 付加年金額（年額） 1万2000円（60月×200円）

国民年金を2年受給すると、付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。付加保険料納付は、申込が必要です。国民年金保険料の納付を免除・猶予されている方や国民年金基金に加入されている方は付加年金には加入できません。詳しくは年金窓口へお問い合わせください。

■問い合わせ先： 市民環境課 市民年金グループ TEL 474-1111
 ● 庶務年金事務所 TEL 099-442-1512

住宅リフォーム助成・危険廃屋解体撤去事業について

◆条件

- 市内に居住し、住民登録または外国人登録を有する者であること。
 - 市税を滞納していないこと。
 - 過去に市から同様の助成金の交付を受けていないこと。
 - 事前着手をしていないこと。
 - 志布志市の登録店に請け負わせる工事のもの。（登録店の確認については、お問い合わせください）
- ※危険廃屋解体撤去事業については、条件が異なるため、お問い合わせください。

◆1次募集期間

住宅リフォーム助成 4月15日（月）から9月30日（月）
 危険廃屋解体撤去 4月1日（月）から5月31日（金）
 ※いずれも予算が無くなり次第終了

◆住宅リフォーム助成事業

本市にお住まいの住宅を所有または所有する予定の方を対象に、一定の条件により助成。（右上の表参照）

助成メニュー	助成率	助成限度額
① 住宅リフォーム	15%	15万円
② 耐震診断*	2/3	6万円
③ 耐震改修工事*	1/3	30万円
④ 危険ブロック塀改修撤去	1/2	15万円
⑤ 止水板改修・設置	2/3	50万円

※リフォーム助成額に加算

◆危険廃屋解体撤去事業

景観の向上および市民の安全安心な住環境の確保を図るため、危険廃屋解体撤去工事費の一部を補助。

助成対象	補助率	補助限度額
① 住宅（店舗併用住宅を含む）	1/3	30万円
② 付属家（牛小屋、倉庫など）	1/3	15万円

■問い合わせ先：

住宅リフォーム助成事業 建設課 建築住宅グループ TEL 474-1111
 危険廃屋解体撤去事業 建設課 都市計画グループ TEL 474-1111